

## 千歳市第2期財政標準化計画改訂（案）の概要について

### 1 計画概要

千歳市第2期財政標準化計画（以下、「本計画」という）については、その時々  
の社会情勢などの環境変化に的確に対応し、福祉や教育、まちづくりなど真に必要な  
行政サービスを安定的に提供するため、より安定的で強固な財政基盤の確立を  
目指すものであります。

本計画の推進にあたっては、市民生活や市内経済に対する影響などへの配慮、新  
型コロナウイルス感染症のような予見が困難な事態への対応等も想定しつつ、財政  
のあるべき姿である目標を定めることで財政運営の方向性を示し、その目標に近づ  
くために取組を推進することによって財政構造の安定化を図ることとしています。

### 2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から10年間としており、新型コロナウイルス感染  
症の影響を踏まえ、前期と後期で構成し、令和8年度から後期期間が開始すること  
から、後期5年間の財政指標等の再検証を行い、改訂を実施します。

なお、今後、ラピダス社関連等により、本市の将来見通しに著しい変化が見込ま  
れた際には、必要に応じ、再度本計画の検証を実施します。

後期：成長加速期間 ～人口10万人を目指して対策を加速～

期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

内容：令和12年度の目標人口10万人を目指し、発展の加速期間を後期5年と想定し、目標  
値の再検証を行い、見直しを実施します。

### 3 今後の財政運営上の課題

#### (1) 財政収支バランスの維持について

##### ① 義務的経費の増加

扶助費等の義務的経費が増加すると、財政運営の弾力性が低下することとな  
ります。

中長期財政収支見通しでは、義務的経費全体として令和8年度と令和12年  
度を比較して、8億円程度の増加となる見通しであります。

これは、歳出一般財源全体の増加額のうち、5割程度を占めるものであるこ  
とから、今後の財政運営の硬直化を防ぐため、義務的経費全体の抑制を図る必  
要があります。

## ② 公共施設等の老朽化対策

本市では、高度経済成長期に多くの公共施設等の整備を進めたため、現在、老朽化が顕在化しており、今後、一斉に大規模な改修や更新等の時期を迎える状況にあります。

そのような中、近年の資機材高騰等へも対応しつつ、将来にわたって持続可能な公共施設等の運営を実現するためには、個別施設計画等に基づき、長期的な視点による計画的な改修や統廃合等を進める必要があります。

また、施設の改修や統廃合等に係るコストの縮減や投資の平準化を図りながら、限られた財源の中で最大限の効果を発揮できるよう、公共施設等の適正な管理と財政負担の最適化を両立させ、持続可能な行政運営を推進することが求められます。

## (2) 地方債現在高について

これまで実施してきた地方債発行額の抑制の効果もあり、地方債現在高は、減少傾向となっておりますが、中長期財政収支見通しでは、公債費を含む義務的経費全体が増加する見通しであり、経常収支比率の上昇が見込まれます。

地方債の発行は、世代間負担の公平性を確保するという側面もありますが、地方債現在高の上昇は公債費の増加に直結し、その負担が他の経費を圧迫し、財政の弾力性が低下することになります。

その一方、公共施設等の老朽化対策も課題であることから、一定の地方債を発行しつつ、公債費の適正管理に努め、安定した財政運営を行える水準を定める必要があります。

## (3) 大型事業実施に伴う財源対策について

大型事業の実施にあたっては、大きな負担が将来世代へ引き継がれることや、他の事業への影響を考慮し、基金の活用などにより、財源対策を講じています。

現在は、みどり台小学校建設事業や小中学校冷房設備整備事業、広域焼却処理施設建設事業、温水プール改修事業などを対象事業としており、今後、事業の実施が見込まれる新学校給食センター整備などの大型事業についても、事業の必要性・優先度の検証や、実施時期・事業費の精査など全体調整を行ったうえで、必要最小限とすることが前提ですが、財源対策が必要となることが想定されます。

## 4 財政収支バランスの維持

### (1) 当初予算における財源調整額の水準

公共施設等の老朽化対策への対応などが求められていますが、財政収支バランスを維持するため、当初予算における財源調整額の水準を設定しています。

近年、市税や普通交付税の増などにより、標準財政規模が拡大していることや、近年の決算剰余金処分の状況等を踏まえ、概ね8億円程度とします。

ただし、新型コロナウイルス感染症のような災害による影響や、決算状況等を踏まえ、この設定額を超えることも可とします。

区分	前期	後期
財政調整基金繰入金 財源調整額	年4億円	年8億円

## (2) ローリング事業費一般財源枠

快適で安心安全な生活環境を維持するためには、一定程度の公共施設等の整備は欠かせないことを前提としながら、整備費の増加に伴う地方債発行額の増加は、後年度の財政負担に影響することから、ローリング事業費に一般財源枠を設定し、事業量を管理します。

この方針を踏まえつつ、公共施設等の老朽化対策も考慮し、基金等を計画的に活用することとしたうえで、事業費に対して、概ね一般財源枠7億円程度を目安とします。

区分	前期	後期
ローリング事業費 一般財源枠	年5億円	年7億円

## 5 債務・資産改革

### (1) 地方債発行額の抑制

地方債残高が増加すると、公債費が増加し、他の経費が圧迫され、財政構造の自由度・弾力性が失われることとなります。

地方債の償還については、基本的に長期間にわたって分割して支払うことから、発行額が大幅に増加しても、すぐに公債費が急増することにはなりません。が、長期的に財政を圧迫し硬直化を進める要因となり、その時点から抑制の取組に着手しても、その効果が表れるまで数年かかることとなるため、長期的な視点での財政収支を基に、計画的な運営が必要となります。このため、将来世代に過大な負担を残さず、安定的な財政運営を継続的に実施できる水準を定める必要があります。

この方針を踏まえつつ、公共施設等の老朽化対策への対応も考慮し、基金等を計画的に活用することとしたうえで、本計画の後期においては、各年度における特例債等を除く地方債発行額の上限を15億円とします。

ただし、事業の選択と集中による効率的な実施を図るため、本計画の10年間の発行総額125億円※を上限として、各年度の発行額を調整します。

なお、みどり台小学校建設事業や小中学校冷房設備整備のような大型事業に係る地方債の発行額については、その償還金に対して財源対策を講じていることから、この対象から除外することとします。

※計画前期（R3～R7） 10億円×5年間＝ 50億円

※計画後期（R8～R12）15億円×5年間＝ 75億円 合計：125億円

区分	前期	後期
地方債発行額 (特例債等除く)	年10億円	年15億円

前期	区分	実績 令和2年度	5年後 令和7年度	10年後 令和12年度
	地方債現在高	351億円	339億円	316億円
	うち臨時財政対策債	163.5億円	196.5億円	197.4億円



後期	区分	実績 令和2年度	5年後 令和7年度	10年後 令和12年度
	地方債現在高	351億円	253億円	254億円
	うち臨時財政対策債	163.5億円	96.5億円	73.6億円

## (2) 基金残高の確保

### ① 財政調整基金

大規模な災害や不測の事態が起きた際などに対応するための重要な原資であることから、令和12年度までに42億円を確保することを目標とします。

令和6年度末実績は、67.5億円程度となっています。

このうち、令和6年度には、土地区画整備事業に対する資金対策分として、一時的に既存工業団地売却収入等を27.1億円程度積み立てており、これを差し引くと40.4億円程度となっています。

区分	実績	5年後	10年後
	令和2年度	令和7年度	令和12年度
財政調整基金	39.9億円	41.6億円	42億円

### 【参考】

標準財政規模の15%程度
4,200,000千円

② 減債基金

みどり台小学校建設事業や小中学校冷房設備整備事業のような大型事業等の実施に伴う元利償還金に係る対策を講じます。

このほか、国から普通交付税の一部として、先行して交付された臨時財政対策債償還基金費については、将来的に臨時財政対策債を償還するための財源として活用するため、国の方針に基づき、計画的に取崩しを行うことなどにより、安定的な財政運営に努めます。

また、第三セクター等改革推進債については、令和6年度に繰上償還を行っており、本対策は完了しています。

令和6年度末実績は、8.8億円程度となっています。

前 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	減債基金	2.1億円	8.3億円	14.4億円



後 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	減債基金	2.1億円	10.4億円	6.0億円

③ 公共施設整備基金

広域焼却処理施設建設事業や、（仮称）大和地区コミュニティセンター整備事業の財源として、計画的な取崩しを実施します。

また、今後、財源対策の必要性が見込まれる公共施設整備が生じた際には、計画的な管理を行います。

令和6年度末実績（出納整理期間含む）では、37.2億円程度となっています。

前 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	公共施設整備基金	28.6億円	35.9億円	36.3億円



後 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	公共施設整備基金	28.6億円	36.2億円	25.3億円

④ 職員退職手当基金

義務的経費増加への対策として、各年度の職員退職手当のうち3億円を超過する額に対し、基金を取り崩します。

また、計画前期においては、上記対策に加え、定年延長される年度に各1億円を積み立てることとしていましたが、決算状況等に鑑み、積立て及び取崩しを行うことなく、後年度の財源を確保できたことから、計画後期では、この積立てを行いません。

令和6年度末実績では、14.6億円程度となっています。

前 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	職員退職手当基金	14.5億円	12.4億円	11億円



後 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	職員退職手当基金	14.5億円	14.7億円	13.9億円

⑤ 心のふるさと千歳基金

本基金は、寄附にあたり指定された用途（まちづくり全般、子育て支援及び教育環境の充実等）に関連する事業の財源として活用するものです。

本市におけるふるさと納税の寄附実績は近年好調に推移しており、計画的なストックを進めています。

本基金は、主に、公共施設等の老朽化対策として活用することとし、新学校給食センター整備事業や温水プール改修事業などの財源とすることを予定しています。

なお、ふるさと納税制度については、国の制度設計に大きく影響を受けるものであることから、中長期的な見通しを立てることは困難な面もありますが、今後も国の動向を注視しつつ、可能な限り計画的に基金を管理します。

令和6年度末実績では、63.7億円程度となっています。

区分	実績	5年後	10年後
	令和2年度	令和7年度	令和12年度
心のふるさと千歳基金	12.2億円	82.1億円	17.0億円

主な事業	基金繰入額(想定)(R8~)
新学校給食センター整備事業	35億円程度
温水プール改修事業	11億円程度
総合福祉センター環境改善事業	5億円程度
消防富丘出張所整備事業	5億円程度

※金額は今後、変動します。

## 6 財政指標の想定

### (1) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常経費充当一般財源に、市税、地方交付税、地方譲与税等の経常一般財源がどれだけ充当されているのかを示す比率であり、財政構造の弾力性を維持するため、市民生活や市内経済への影響などに配慮しながら、義務的経費の抑制等に努めることとし、令和12年度では「95.0%」と想定します。

前 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	経常収支比率	89.8%	92.8%	94.2%

↓

後 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	経常収支比率	89.8%	89.9%	95.0%

※R05類似団体における全国平均93.1%

※類似団体:人口規模や産業構造が類似する自治体(恵庭市や北広島市など)

### (2) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した比率であり、公債費の負担を軽減し、財政構造の弾力性を高めるため、地方債発行額を管理することとし、令和12年度では「6.4%」と想定します。

前 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	実質公債費比率	8.2%	8.0%	8.0%

↓

後 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	実質公債費比率	8.2%	6.3%	6.4%

※R05類似団体における全国平均5.6%

### (3) 将来負担比率

地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した比率であり、将来を見据え、地方債の残高・公債費を適正に管理するなど、将来世代への負担を軽減することとし、令和12年度においても、「算定なし」と想定します。

前 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	将来負担比率	16.6%	35.0%	40.0%

↓

後 期	区分	実績	5年後	10年後
		令和2年度	令和7年度	令和12年度
	将来負担比率	16.6%	—	—

※R05類似団体における全国平均6.3%

## 7 資金対策について

事業の実施にあたっては、千歳美々ワールド整備事業関連や土地区画整理事業のように、後年度に予定する収入を財源に見込むものがあり、事業の円滑な遂行には、当該収入に先行して支出が必要となる事業があります。

そのため、当該期間において、資金の円滑な確保を図るために、一時的な資金手当を講じ、事業が滞りなく進行するよう対応する必要がありますので、基金を活用した資金対策を実施します。

なお、計画期間内において、さらに資金対策が必要となる場合は、財源や資金の見通しを精査のうえ、適切な対応を検討します。